

令和2年度 第1回
都賀地域会議会議録

令和2年6月23日(火)
栃木市役所都賀総合支所別館大会議室

栃木市総合政策部
都賀地域づくり推進課

別記様式

会 議 録

会議の名称	令和2年度第1回 都賀地域会議
開催日時	令和2年6月23日(火) 19時00分 開会 20時9分 閉会
開催場所	都賀総合支所2階大会議室
出席者氏名	別紙1のとおり
欠席者氏名	別紙1のとおり
事務局職員職氏名	別紙1のとおり
その他出席者等	別紙1のとおり
会議事項	別紙2のとおり
会議の公開又は 非公開の別	公開
傍聴人の数	0人
その他必要事項	
会議の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
	1 開会
	2 会長あいさつ
	3 議事
	①栃木市立地適正化計画の素案について
	〈説明〉
会 長	担当課に説明を求める。
担当課	資料等に基づいて説明する。
	〈質問・意見〉
会 長	担当課の説明を受けて、委員に質問・意見を求める。
委 員	居住誘導区域外に住宅を建築する場合に届出は必要となるのか。
担当課	届出の対象となるのは、居住誘導区域外における3戸以上の住宅の建築 や1,000㎡以上の開発行為であり、居住誘導区域外であっても、一戸建て の住宅を建築する場合は、原則届出は必要ない。
委 員	居住誘導区域外に住居を建築する場合に届出を必要とする場合と必要と しない場合があるということは理解したが、今後、居住誘導区域外におい て、住宅を建築できない場合があるのか。
担当課	届出制度の運用により、居住誘導区域外において住宅の建築ができなく なるわけではなく、届出制度や誘導施策を活用することによって、緩やか に居住誘導区域へ居住を誘導していくことを目的としている。
委 員	将来的に居住誘導区域内でしか住宅の建築ができなくなる可能性はある のか。
担当課	将来的にも居住誘導区域内でしか住宅を建築できなくなることはない。

	<p>例えば、農業を営む方が農地の近くに居住することは当然のことである。</p> <p>栃木市立地適正化計画は『コンパクト・プラス・ネットワーク』というものが基本的な考え方であり、ここでいうネットワークとは、公共交通ネットワークであり、本市の場合はバスが中心となると思われる。また、都市計画マスタープランの各地域の拠点間を公共交通ネットワークで結ぶことが自治体の役割であると考えている。</p>
会 長	<p>栃木市立地適正化計画が策定された場合、市街化区域や市街化調整区域の線引きが変更になることはあるのか。</p>
担当課	<p>栃木市立地適正化計画の策定と線引きの見直しについては、直接的な関係はないが、仮に居住誘導区域の設定や移住促進を図る誘導施策の実施によって、市内及び各拠点の人口が増加するなどといった大きな変化があれば、線引きの見直しを検討することも考えられる。</p>
委 員	<p>栃木市立地適正化計画の意義などは十分理解できるが、この計画のとおり居住誘導区域などの設定を行った場合、各地域の各拠点、いわゆる都市部が充実する反面、居住誘導区域外の中山間地域などの過疎化を招くのではないかと。そういったデメリットをカバーすることも考慮して計画を策定していただきたい。また、都賀地域の拠点を家中駅周辺と考えていることは妥当であると考えているが、家中駅周辺は東西の道路からのアクセス性は優れている一方で、例えば都賀地域の北西側から来る場合は、家中陸橋を越えてくる必要があり、道路の整備も必要なのかもしれない。また、家中駅の東と西のどちらを中心に考えるのかによっていろいろと変わってくると考える。今回は素案ということなのでこれから検討していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">— 担当課退席 —</p>
会 長	<p>都賀地域会議として意見をまとめていくこととなるが、意見はあるか。</p>
委員一同	<p>意見なし。</p>
会 長	<p>それでは栃木市立地適正化計画の素案は適当であると認め、その他意見はなしとする。またその旨を事務局より回答することとする。</p>
会 長	<p>②令和3年度地域予算提案事業について</p>
事務局	<p>〈説明〉</p> <p>事務局に説明を求める。</p> <p>資料等に基づいて説明する。</p>
会 長	<p>〈質問・意見〉</p> <p>勝道上人関係の看板の設置について、様々な事柄を考慮すると現在つがの里のステージがある広場に設置してある勝道上人や華厳寺について記載された看板の修理、改良が良いと思われる。</p>
委 員	<p>看板を改良するのであれば日光で看板が傷むことを防ぐために、屋根とまではいなくても庇（ひさし）を設置すべきと考える。</p>
委 員	<p>次回の地域会議までに看板の修理、改良の見積もりを事務局へお願いし</p>

委員	<p>たい。</p> <p>交通安全対策事業の交通安全教室の実施方法について、どこを対象に何回行うのか検討が必要である。学校を対象にする場合、都賀地域は中学校が1校、小学校が3校ある。全ての学校を対象にすると年に4回行う必要があり、1年に1校だと全ての学校を回るまでに4年かかる。</p>
委員	<p>1年に1校となると、つがの里のハス池の再生工事のように毎年提案する継続事業ということになるのか。</p>
委員	<p>継続事業となると途中で提案をやめることは出来ない。例え全ての学校が交通安全教室を受講したとしても、また新たな児童生徒が入学するため、その後も継続していく必要があるだろう。</p>
委員	<p>中学校及び地域の高齢者を対象にし、交通安全教室を行うイメージであった。</p>
委員	<p>学校区を分けるとするのではなく、家中地区、赤津地区など地区ごとの児童生徒を区分けして行うのはどうか。</p>
委員	<p>学校区ではなく、家中地区などの地区の区分けで実施した場合、会場の確保やその会場への児童生徒の輸送手段が問題となるだろう。学校に集まってから会場へ向かう場合も直接家から会場へ向かう場合もバスの確保や保護者の送迎の必要性など課題が多くなる。</p>
委員	<p>通学路などの問題も考えると学校区で行うべきだろう。</p>
会長	<p>それでは都賀地域の児童生徒の大半が都賀中学校へ進学することを考慮して対象は都賀地域の小学校3校、開催方法は年に1回1校ずつとし、毎年の継続事業とすることで全ての小学校の児童が受講出来るようにする、また開催の際には各地域の高齢者団体へ参加を呼び掛ける、ということではいかがだろうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
会長	<p>本日の議事は全て終了したため、進行を事務局に返す。</p>
事務局	<p>4 その他 令和2年度第2回都賀地域会議の開催について (説明) 資料に基づいて説明する。</p> <p>以上で本日の会議は終了とする。 ——閉会—— (会議終了時刻 午後8時9分)</p>

別紙1 出席者及び事務局

出席者（委員）

会長	大塚 紀通	副会長	落合 正
委員	若林 正二	委員	篠崎 正美
委員	柏崎 洋子	委員	辻原 正信
委員	川上 由佳	委員	飯嶋 かおる
委員	山田 加代子	委員	鈴木 君子
委員	田島 富美子	委員	山本 文彦
委員	中島 美和		

欠席者（委員）

委員	川津 美知子	委員	早乙女 英利
----	--------	----	--------

事務局

川又 俊行	(都賀地域づくり推進課長)
島田 和行	(都賀地域づくり推進課課長補佐)
小松 直人	(都賀地域づくり推進課主事)

その他出席者

山田 賢吾	(都市計画課主査)
野口 泰弘	(都市計画課主任)

別紙2 会議事項

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

①栃木市立地適正化計画の素案について（意見聴取）

②令和3年度地域予算提案事業について

4 その他

令和2年度度第2回都賀地域会議の開催について

令和2年7月28日（火）午後7時～ 都賀総合支所 大会議室

5 閉 会

配付資料一覧

令和2年度第1回都賀地域会議次第

栃木市立地適正化計画素案

令和3年度地域予算提案事業について